

土木工事等に係る仕様書の一部改正について

改正前

○土木工事等に係る仕様書

平成3年3月29日

告示第296号

土木工事等に係る仕様書を次のように定める。

土木工事等に係る仕様書

土木工事等に係る仕様書(昭和60年静岡県告示第368号)の全部を改正する。

静岡県建設工事執行規則(昭和50年静岡県規則第16号)第11条に規定する設計図書のうち、静岡県部設置条例(平成18年静岡県条例第58号)第1条に規定する部の発注する土木工事等に係る仕様書は、次のとおりとする。

1 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

2 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

3 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

4 土木工事共通仕様書

内容は次のとおり

(「次のとおり」は省略し、次の表の本庁及び出先機関に備え置き、平成28年6月1日から縦覧に供する。)

本庁	県民サービスセンター、交通基盤部建設経済局工事検査課
出先機関	各土木事務所

改正後

○土木工事等に係る仕様書

平成3年3月29日

告示第296号

土木工事等に係る仕様書を次のように定める。

土木工事等に係る仕様書

土木工事等に係る仕様書(昭和60年静岡県告示第368号)の全部を改正する。

静岡県建設工事執行規則(昭和50年静岡県規則第16号)第11条に規定する設計図書のうち、静岡県部設置条例(平成18年静岡県条例第58号)第1条に規定する部の発注する土木工事等に係る仕様書は、次のとおりとする。

1 [公共建築工事標準仕様書\(建築工事編\)\(令和4年版\)](#)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

2 [公共建築工事標準仕様書\(電気設備工事編\)\(令和4年版\)](#)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

3 [公共建築工事標準仕様書\(機械設備工事編\)\(令和4年版\)](#)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

4 土木工事共通仕様書

内容は次のとおり

(「次のとおり」は省略し、次の表の本庁及び出先機関に備え置き、平成28年6月1日から縦覧に供する。)

本庁	県民サービスセンター、交通基盤部建設経済局工事検査課
出先機関	各土木事務所

土木工事等に係る仕様書の一部改正について

改正前

5 公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

6 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

7 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

8 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

9 建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

10 公共建築木造工事標準仕様書(平成31年版)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

改正後

5 公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

6 [公共建築改修工事標準仕様書\(建築工事編\)\(令和4年版\)](#)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

7 [公共建築改修工事標準仕様書\(電気設備工事編\)\(令和4年版\)](#)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

8 [公共建築改修工事標準仕様書\(機械設備工事編\)\(令和4年版\)](#)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

9 [建築物解体工事共通仕様書\(令和4年版\)](#)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

10 [公共建築木造工事標準仕様書\(令和4年版\)](#)

内容は次のとおり

(次のとおりは省略し、次の表に掲げる場所に備え置き、縦覧に供する。)

本庁	交通基盤部建設経済局技術調査課
出先機関	各土木事務所

土木工事等に係る仕様書の一部改正について

改正前

附 則

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月26日告示第319号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日告示第373号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年1月11日告示第23号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月4日告示第176号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年11月21日告示第978号)

この告示は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成10年1月27日告示第80号)

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日告示第378号の7)

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年7月21日告示第667号)

この告示は、平成10年8月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日告示第333号の5)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月29日告示第610号)

この告示は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成14年1月15日告示第28号)

この告示は、平成14年3月1日から施行する。

改正後

附 則

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月26日告示第319号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日告示第373号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年1月11日告示第23号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月4日告示第176号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年11月21日告示第978号)

この告示は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成10年1月27日告示第80号)

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日告示第378号の7)

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年7月21日告示第667号)

この告示は、平成10年8月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日告示第333号の5)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月29日告示第610号)

この告示は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成14年1月15日告示第28号)

この告示は、平成14年3月1日から施行する。

土木工事等に係る仕様書の一部改正について

改正前	改正後
<p>附 則(平成14年7月16日告示第645号) この告示は、平成14年8月1日から施行する。</p>	<p>附 則(平成14年7月16日告示第645号) この告示は、平成14年8月1日から施行する。</p>
<p>附 則(平成15年3月14日告示第253号) この告示は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則(平成15年3月14日告示第253号) この告示は、平成15年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則(平成15年3月18日告示第275号) この告示は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則(平成15年3月18日告示第275号) この告示は、平成15年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則(平成16年6月1日告示第641号) この告示は、平成16年7月1日から施行する。</p>	<p>附 則(平成16年6月1日告示第641号) この告示は、平成16年7月1日から施行する。</p>
<p>附 則(平成18年9月5日告示第877号) この告示は、平成18年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則(平成18年9月5日告示第877号) この告示は、平成18年10月1日から施行する。</p>
<p>附 則(平成19年9月7日告示第829号) この告示は、平成19年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則(平成19年9月7日告示第829号) この告示は、平成19年10月1日から施行する。</p>
<p>附 則(平成25年9月27日告示第766号) この告示は、平成25年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則(平成25年9月27日告示第766号) この告示は、平成25年10月1日から施行する。</p>
<p>附 則(平成26年3月4日告示第147号) この告示は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則(平成26年3月4日告示第147号) この告示は、平成26年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則(平成26年9月16日告示第711号) この告示は、平成26年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則(平成26年9月16日告示第711号) この告示は、平成26年10月1日から施行する。</p>
<p>附 則(平成28年8月30日告示第835号) この告示は、平成28年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則(平成28年8月30日告示第835号) この告示は、平成28年10月1日から施行する。</p>
<p>附 則(平成29年9月8日告示第835号) この告示は、平成29年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則(平成29年9月8日告示第835号) この告示は、平成29年10月1日から施行する。</p>
<p>附 則(令和元年11月29日告示第408号) この告示は、令和2年1月1日から施行する。</p>	<p>附 則(令和元年11月29日告示第408号) この告示は、令和2年1月1日から施行する。</p>
<p>附 則(令和3年3月9日告示第167号) この告示は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則(令和3年3月9日告示第167号) この告示は、令和3年4月1日から施行する。</p>

附 則(令和4年11月25日告示第777号)

この告示は、令和5年1月1日から施行する。